

〔条例〕

資料9-1 小平町防災会議条例

昭和38年3月19日条例第10号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき小平町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 小平町地域防災計画を作成し及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 水防計画を調査審議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は町長をもって充てる。
- 3 会長は会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときはあらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は次に掲げるものをもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長の任命する者
 - (2) 北海道知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (3) 北海道警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (4) 町長がその部内のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 留萌消防組合の職員のうちから町長が任命する者
 - (7) 留萌消防組合の消防団長のうちから町長が任命する者
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命するもの
 - (9) 小平町の地域に於て業務を行う公共的団体のうちから町長が任命する者
 - (10) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
- 6 前項の委員の定数は、20人以内とする。
- 7 前項の委員の任期は2年とする。但し、補欠の委員の任期はその前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議は、専門の事項を調査させるためその専門委員をおく事ができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、本町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。
- 3 専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。
(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事、その他防災会議の運営に関し必要な事項は会長が防災会議にはかって定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附則（昭和39年1月22日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附則（平成6年9月30日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

附則（平成12年2月24日条例第5号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附則（平成25年3月13日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料9-2 小平町災害対策本部条例

昭和38年3月19日条例第11号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき小平町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は災害対策本部の事務を総括し本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命をうけ災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は必要と認めるときは災害対策本部に部をおくことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は災害対策本部長が指名する。

3 部に部長をおき災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれにあたる。

4 部長は部の事務を管理する。

(雑則)

第4条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し、必要な事項は災害対策本部長が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附則（平成25年3月13日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。